

「四街道市地域防災計画」改訂に関するワークショップ（市民会議）において提出された意見の概要と市の機関の考え方

令和4年6月2日、7月7日及び8月18日の計3回にわたり「四街道市地域防災計画」改訂に関するワークショップ（市民会議）を実施したところ、以下のとおり意見の提出がありました。

提出された意見の概要と意見に対する市の機関の考え方をまとめましたので、公表します。

○会議参加者数 13人

○意見提出件数 18件

表中の「区分」 ○：意見の全部または一部を計画に反映するもの 11件
 △：既に現計画に意見の全部または一部が記載されているもの 7件
 □：意見を計画に反映しないもの（今後検討や他で検討するものも含む） 0件

No.	提出された意見の概要	市の機関の考え方	区分
1	自助として、ハザードマップ等を確認し、地域の災害リスクや避難路等を把握すること。	自身の周りの災害リスクを把握しておくことや、避難所を確認し、避難所までの経路を確認しておくことは、自助として重要なことの一つであると考えます。よって、自助の心得の一つとして計画に反映します。 また、市は、防災ハザードマップの活用を、今後も啓発してまいります。	○

2	<p>自助として、災害等により危険が近づいた場合に、事態を楽観視せず行動できるように、平時から災害をイメージできるようにすること。</p>	<p>平時から災害時の状況をイメージしておくことは、自助として重要なことのひとつと考えます。よって、自助の心得のひとつとして計画に反映します。</p> <p>また、被害想定や防災ハザードマップの周知により、災害時の状況がイメージできるようにします。</p>	○
3	<p>自助として、情報に関わる事前の準備（スマホの充電機器の準備、家族との連絡方法の検討等）を心がけること。</p>	<p>災害時に正確な情報を入手することは重要なことです。そのため、スマートフォンの充電器やラジオ等、情報の入手、発信のための機器を含めた持ち出し品を準備しておく必要があると考えます。</p> <p>また、通信が途絶える場合もあるので、平時から、防災に関する家族会議等で、災害時の行動等について話し合っておくことも必要です。</p> <p>なお、現計画では、意見と同趣旨のことを記載しています。</p>	△
4	<p>自助として、避難所への持参物として携帯用トイレ等の生活用品の持参を心がけること。</p>	<p>公助として準備する避難所における生活用品は、特に初期段階では限られたものになることが想定されるため、必要なものは可能な限り持参していただきたいと考えます。</p> <p>なお、現計画では、意見と同趣旨のことを記載しています。</p>	△
5	<p>共助として、地域の災害リスクや避難路等を把握するとともに、地域住民で共有すること。</p>	<p>共助として、地域の災害リスク等を把握しておくことは重要なことです。</p> <p>また、把握をしたうえで、地域の特性を踏まえた「地区防災計画」を作成することは非常に有益なことであるため、計画作成に積極的に取り組んでいただきたいと考えます。</p> <p>なお、現計画では、意見と同趣旨のことを記載しています。</p>	△

6	共助として、防災に必要な資機材の準備に心がけること。	<p>共助の一つとして、自主防災組織等で防災資機材等の準備をしていただくことはありがたいことです。そのため、市は、自主防災組織の設立を促進するとともに、自主防災組織を対象とした、防災資機材の購入に対する助成を行っています。</p> <p>なお、現計画では、意見と同趣旨のことを記載しています。</p>	△
7	自助として、風水害時は、気象情報のチェックを心がけること。	<p>自助として、気象情報等をチェックし、今後の状況を予想することは重要であると考えます。よって、その旨計画に反映します。</p> <p>また、市は、他の機関と併せて情報の発信に努めます。</p>	○
8	自助として、避難所において、健康づくりのためラジオ体操やウォーキングなどの定期的な運動を心がけること。	<p>避難時における過ごし方の一つとして、健康づくりを意識することは重要であると考えます。よって、その旨計画に反映します。</p>	○
9	自助として、生活再建に係る情報の収集を心がけること。	<p>市は、災害復旧や生活再建に関する情報の多重発信に努めますが、被災者自身が積極的に情報の入手に努めることも重要と考えます。よって、自助の心得の一つとして、計画に反映します。</p>	○
10	共助として、声掛け等、高齢者の避難支援を心がけること。	<p>避難行動要支援者の個別避難計画については、福祉部門を中心として、関係機関等と連携し、計画策定に向けた検討を進めています。</p> <p>なお、令和3年5月の災害対策基本法の改正により、個別避難計画の策定は市の努力義務となりました。よって、その旨計画に反映します。</p>	○

11	共助として、避難所において、感染症対策などの衛生管理の継続的な維持を心がけること。	指定避難所における感染症等への対策を含む衛生管理は、重要なことであると考えます。よって、その旨計画に反映します。	○
12	共助として、避難所において、運営の協力を心がけること。	指定避難所の運営は、事務的な支援や災害対策本部との連絡のため、市の職員も配備されますが、避難所運営委員会を中心とした避難者による自主運営が原則になります。そのため、避難所運営委員会の平時からの設置を促進します。 なお、現計画では、意見と同趣旨のことを記載しています。	△
13	自助として、平時においても災害時においても隣近所とのつながりを心がけること。	平時からの隣近所とのコミュニケーションは、災害時において、互いに協力、支え合う関係を築く基になるものと考えます。よって、その旨計画に反映します。	○
14	共助として、平時においても災害時においても隣近所とのつながりを心がけること。	平時からの隣近所とのコミュニケーションは、災害時において、互いに協力、支え合う関係を築く基になるものと考えます。よって、その旨計画に反映します。	○
15	共助として、災害時、公助による各種活動を補佐すること。	大災害時は、市の対応だけでは限界があります。したがって、市と自主防災組織等との連携は不可欠であると考えます。そのため、自主防災組織等の育成、強化を引き続き推進します。 なお、現計画では、意見と同趣旨のことを記載しています。	△

16	共助として、子供や高齢者等の見守りを心がけること。	要配慮者の見守りを行うためには、平時から区・自治会等を中心としたコミュニティを形成し、地域で協力、支え合う関係を構築することが重要と考えます。よって、平時からの見守りの大切さを計画に反映します。	○
17	共助として、地域の要配慮者の安否確認方法等を考えておくこと。	要配慮者に対しては、区・自治会、民生委員・児童委員、隣近所等による平時の見守りと災害時における安否確認が大切です。なお、その際、分かりやすく、できるだけ簡易な安否確認の方法を決めておくことを、市としても推奨してまいりたいと考えますので、その旨計画に反映します。	○
18	共助として、特に地域の要配慮者（障がいがある方、外国の方など）への配慮を考えておくこと。	<p>要配慮者への配慮は、平時、災害時を問わず非常に重要なことと考えます。</p> <p>特に災害時は、市はもちろんのこと、区・自治会や民生委員等のほか、関係福祉団体や災害ボランティア等の協力を得ることが必要であると考えます。</p> <p>なお、現計画では、意見と同趣旨のことを記載しています。</p>	△